

# 貨物自動車運送事業法

## 1. 案内情報

手続名	: 特定貨物自動車運送事業者の事故の報告
手続根拠	: 貨物自動車運送事業法第35条第6項(第24条準用) 自動車事故報告規則第3条
手続対象者	: 特定貨物自動車運送事業者
提出時期	: 上記対象者が重大な事故をひき起こしたときから30日 以内
提出方法	: 自動車事故報告書を作成し、事業者を管轄する運輸支局 整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)窓口へ届出 してください。
手数料	: 無し
添付書類	: 車両故障に起因する事故にあっては別途定められた「車 両故障事故報告書添付票」を添付してください。また、 運輸支局整備課窓口において要求のあった資料について は別途添付してください。
申請書様式	: 自動車事故報告書(自動車事故報告規則別記様式(第3 条関係))
記載要領・記載例	: 最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備 課)へお問い合わせください。

## 2. 窓口情報

提出先	: 各地方運輸局運輸支局整備課 沖縄総合事務局陸運事務所整備課
受付時間	: 申請書提出先にお問い合わせください。
相談窓口	: 申請書提出先